

政治資金規正法を改正 深く反省し、再発防止を徹底 新しい自民党に、必ず生まれ変わる。

政治資金規正法改正案が賛成多数で成立しました。これまで自民党は、厳格な規制のもとで政治資金の適正な運用を行ってきましたが、いわゆる派閥などの一部で、政治資金規正法に従わない収支報告書が提出されたことに対し、深くお詫び申し上げます。

今回の事案を深刻に受け止め、深く反省し、二度とこのようなことは起こさないという強い決意のもと、各党の意見も反映させる形で、実効的な再発防止策を講じました。常に襟を正し、透明性の確保と再発防止を徹底していきます。そして、さらなる党改革を進めて新しい自民党に生まれ変わり、国民生活を大きく前進させる各種の重要な政策に、全力で取り組んでまいります。

主な透明性確保・再発防止策

罰則・責任強化

- 代表者による会計責任者への監督責任をより具体化・明確化し、法律に従って収支報告書を作成していることを確認させることによって、「自分は知らなかった」という言い訳はできなくなります。
- 虚偽・不記載で、通常払うべき注意を怠った場合は、代表者も罰金・公民権停止となります。

監督責任



- ▶ 代表者による会計責任者への監督責任をより具体化・明確化
- ▶ 通常払うべき注意を怠った場合、罰金・公民権停止

透明性の向上

- 収支報告書・監査報告書・確認書のオンライン提出、インターネットによる公表などによって、国民がチェックしやすい環境を整えます。
- 国会議員関係政治団体の政治資金は、「金融機関への預貯金によって保管」するものとし、従来の「支出」のみならず、「収入」に関する事項も政治資金監査の対象に加えました。
- 政策活動費の、支出の項目・金額・年月が収支報告書に記載されるようになります。

透明性の向上

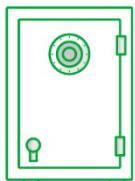


- ▶ オンライン提出・インターネット公表
- ▶ 政策活動費の「支出項目」「金額」「年月」を収支報告書に記載

不記載・虚偽に関する収入等の国庫納付

- 収支報告書に記載するべき収入が記載されていなかったり、虚偽の記載があったりした場合は、それらに相当する金額を国庫に納付できるようにすることで、不記載・虚偽記載を抑止します。

◎抑止!

不記載・
虚偽記載→
相当する
金額

国庫納付

政治資金パーティー

- 購入者の公開基準を20万円超から5万円超に引き下げることで、一層の透明性の向上を図ります。
(令和9年1月1日から)
- 政治資金パーティーの対価の支払いを、原則、預貯金口座への振込みとし、現金による管理を抑制します。

透明性の向上



- ▶ 公開基準：
20万円超→5万円超
- ▶ 支払い：
原則、預貯金口座への振込み

その他の検討事項

- 政治資金規正法等による犯罪で起訴された議員が所属する政党への政党交付金の減額
- 政策活動費の、1年あたりの上限を設定。第三者機関によるチェックと、10年経過後の領収書・明細書などの公開を併せることで、一層の透明性を確保
- 外国人によるパーティー券の購入規制
- 個人寄附を促進する措置の在り方
- 自らが代表を務める政党選挙区支部への寄附に関する税制優遇の適用除外



自民党大阪府第二選挙区支部長
(大阪市生野区・阿倍野区・東住吉区・平野区)

〒545-0052 大阪市阿倍野区阿倍野筋3-5-11 あべの恵寿ビル3階
TEL : 06-6621-0045 FAX : 06-6624-0777

発行：自民党大阪府第二選挙区支部

元防衛・内閣府各副大臣
さとう あきら
左藤 章

